

2012年2月28日
郵便事業株式会社**過払料金の返還条件の変更**

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉 眞一）は、平成24年2月29日（水）から、郵便切手による料金支払に関する過払料金の返還条件を、次のとおり変更します。

1 変更内容

郵便切手による料金支払に関する過払料金の返還について、過払額が1,000円以上であるときは、郵便切手又は郵便葉書（国際郵便の場合は、郵便切手、郵便葉書、国際郵便葉書又は航空書簡）のみにより返還することとします。（現金による返還は行いません。）

2 実施日

平成24年2月29日（水）

（参考）

(1) 郵便物等

現行	改正概要
過払料金は、1年以内にその料金を支払った者からの請求があった場合に、現金又は郵便切手若しくは郵便葉書で返還します。	過払料金は、1年以内にその料金を支払った者からの請求があった場合に、現金又は郵便切手若しくは郵便葉書で返還します。 <u>ただし、郵便切手で料金が支払われた場合であって、過払額が1,000円以上であるときは、上記にかかわらず、郵便切手又は郵便葉書で返還します。</u>

(2) 国際郵便物

現行	改正概要
過払料金は、1年以内にその料金を支払った者からの請求があった場合に、現金又は郵便切手、郵便葉書、国際郵便葉書若しくは航空書簡で返還します。	過払料金は、1年以内にその料金を支払った者からの請求があった場合に、現金又は郵便切手、郵便葉書、国際郵便葉書若しくは航空書簡で返還します。 <u>ただし、郵便切手で料金が支払われた場合であって、過払額が1,000円以上であるときは、上記にかかわらず、郵便切手、郵便葉書、国際郵便葉書又は航空書簡で返還します。</u>